

児童扶養手当の現況届の提出を忘れずに

問合せ／子ども家庭課 内線2445

児童扶養手当を受けている人は、毎年、現況届の提出が必要です。8月以降の受給資格の認定と手当額を決定するための届出であり、所得制限のために手当が支給停止となっている人も提出が必要です。

7月下旬に現況届の案内を郵送しますので、必ずご本人が手続きをするようお願いいたします。提出がない場合は、受給資格があっても8月以降の手当が受けられなくなります。また、届出を2年間提出しないと、時効により受給資格がなくなりますのでご注意ください。

手 続 き／8月1日(水)～31日(金) (土・日曜日、祝休日を除く)までに、必要書類を子ども家庭課へ

受付時間：8時30分～17時15分(金曜日は19時まで)

※柳瀬川・志木駅前出張所での受付は、行っていません。

※現在の生活状況の確認をするため面談となりますので、時間に余裕をもってお越しください。

対 象／下記の支給要件のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人、または20歳未満で心身に中程度以上の障がいの状態にある人）を監護している父、母または父母に代わって児童を養育している人(養育者)

支給要件／

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいの状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童、父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童、父または母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで生まれた児童など

次のような場合、手当が支給されません。速やかに届出をお願いします。

- ・父、母、養育者、児童のいずれかが日本国内に住所を有しないとき
- ・父または母が婚姻の届出はしなくても事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるとき
- ・児童が児童福祉施設などに入所しているとき、または里親に預けられているとき
- ・児童が請求者でない父または母と生計を同じくしているとき(父または母が障がいによる受給の場合を除く)
- ・児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者を含む。ただし、父または母が障がいによる受給の場合を除く)に養育されているとき
- ・支給要件に該当しなくなったとき(拘禁の終了など)

※児童扶養手当と公的年金給付などについて、父、母、養育者または児童が公的年金などを受給していても公的年金給付などの額が児童扶養手当の額を下回るときは、手当の一部が支給されます。

支給月額／児童1人の場合………〈全部支給〉42,500円 〈一部支給〉10,030円～42,490円

児童2人以上の場合……〈2人目〉10,040円加算

〈3人目以降(1人につき)〉6,020円加算

※一部支給の額は受給資格者の所得額に応じて決定します。また、受給資格者または扶養義務者(同居の親族)の前年の所得が次の限度額以上ある場合は、その年度(その年の8月から翌年の7月まで)は、手当が不支給となります。

税法上の扶養人数	本人の所得	扶養義務者等所得
0人	192万円以上	236万円以上
1人	230万円以上	274万円以上
2人	268万円以上	312万円以上
3人以上	以降38万円加算	以降38万円加算

※所得額は各種控除などがあるため目安としてください。

支給時期／4月、8月、12月の年3回

必要書類／

- ・請求者と児童の戸籍謄本
- ・請求者と児童の健康保険被保険者証、預金通帳(普通預金で請求者名義のもの)
- ・印鑑、マイナンバーを確認できるもの(マイナンバーカードや通知カードなど)
- ・本人を確認できるもの

≪1点でよいもの≫マイナンバーカードや運転免許証、身体障害者手帳、パスポートなど
 ≪2点必要なもの≫健康保険被保険者証、年金手帳など

※必要に応じ、上記以外の書類の提出が必要な場合があります。